

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 8 国名：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 担当：中東・欧州部  
案件名：オフリド湖下水処理施設改善事業準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2014年12月下旬

2 参加要件

海外における下水セクターに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月26日から2014年3月28日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月26日から2014年3月31日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年4月11日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：4月下旬

(5) 契約交渉：4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

マケドニアはEU加盟を国家政策の最大目標として定めており、各分野の国内法をEU基準へ適合することが求められている。国際水域に係る環境基準についても対応が必要とされており、特に、マケドニアがアルバニアと国境を共有し、世界遺産にも指定されているオフリド湖周辺地域では、水質環境汚染対策が喫緊の課題となっている。オフリド湖の北部マケドニア側に位置するオフリド市及びストゥルーガ市周辺の下水管渠は、約50年前に建設されたものであり、老朽化に伴い未処理の汚水が河川や湖沼へ漏出し、閉鎖性水域であるオフリド湖の水質環境汚染が問題と認識されている。

マケドニアの開発計画である「National Strategy for Sustainable Development for the Republic of Macedonia」（2008年）では、EU加盟の前提条件であるインフラ整備のひとつとして、下水道施設整備の必要性が記述されている。また、環境分野の上位政策「Waste Management Strategy of the Republic of Macedonia (2008-2020）」（2008年）では、EU加盟に向けた取り組みとしてEU環境基準適合（EU基準）を優先事項として挙げている。詳細なアクションプランを記した「National Waste Management Plan (2009-2015) of the Republic of Macedonia」（2008年）においても、下水道施設整備を対応すべき課題として掲げており、オフリド湖周辺地域は、その歴史的・文化的重要性及び優れた自然環境から世界遺産（複合遺産）に指定されているにも関わらず、上述の通り環境対策が不十分であるとして、対応が必要であるとされている。

以上を踏まえ、未処理汚水のオフリド湖への漏出を防ぐと共にEUが求める環境分野の基準適合を図ることを目的に、オフリド湖周辺（オフリド市、ストゥルーガ市ほか）の下水道施設を整備することを検討している。本調査は、オフリド湖下水処理施設改善事業の目的、概要、事業費、実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、将来的に有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

オフリド湖周辺（オフリド市、ストゥルーガ市、ボグラデック市（アルバニア）、他）

(2) 相手国関係機関

環境都市計画省（Ministry of Environment and Physical Planning）

PROAQUA（ストゥルーガ市の上水・下水、オフリド市の上水・下水（処理のみ）を担う機関）

Niskogradba（オフリド市の下水収集のみを担う機関）

(3) 業務内容

事業背景及び基礎情報の確認

調査方針、現地調査方法の検討

事業内容及び実施可能性の検討

概略事業費の算出（ODAコスト縮減策の検討含む）

事業実施方法の検討

リスク分析及び安全対策の検討

事業実施体制及び運営維持管理体制の検討

環境社会配慮に係る調査（環境アセスメント報告書案の作成含む）  
財務的・経済的実行可能性に係る検討  
本邦招聘の実施

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2014年5月下旬）
- (2) インテリム・レポート（2014年8月下旬）
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート（2014年10月下旬）
- (4) ファイナル・レポート（2014年11月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/下水道計画（評価対象予定者）
- (2) 管渠計画（評価対象予定者、対象国経験・語学評価せず）
- (3) 下水処理場・ポンプ場計画
- (4) 積算・施工計画（評価対象予定者）
- (5) 経済財務分析
- (6) 環境社会配慮

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 現地において、通訳の備上を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。